様　式　編

1　情報収集・報告

1－1

<table>
<tr><td colspan="4">気象警報等受理票</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警報等名</td><td rowspan="2"></td><td>発　令</td><td>年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>解　除</td><td>年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>発信者名</td><td></td><td rowspan="2">受　信
時　刻</td><td rowspan="2">年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>受信者名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">本　文</td></tr>
<tr><td colspan="4">措　置</td></tr>
</table>

関　係　機　関　名	伝　達　時　刻	備　　考
	日　時　分	

１－２

被害状況調査報告（第　　次調査）

調査隊員名								
調査地区名				報告の時限			月日時分	
報告者				受信者				
項目			件数	摘要	項目		件数	摘要
人的被害	死者				非住家被害	全壊		
	行方不明					半壊		
	重傷					一部破損		
	軽傷					床上浸水		
住家被害	全壊	棟数				床下浸水		
		世帯数			農業被害	農地	ha	
		人員				農作物	ha	
	半壊	棟数				その他		
		世帯数			林業被害	林道		
		人員				その他		
	一部破損	棟数			土木被害	道路		
		世帯数				河川		
		人員				橋梁		
	床上浸水	棟数						
		世帯数						
		人員						
	床下浸水	棟数						
		世帯数						
		人員						

その他（特記）報告事項

※　本報告書は次の調査隊に引き継ぎ、次の調査隊においては被害場所とその後の状況を調査するとともに新たな被害場所の発見に努めること。

１－３

※　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

<table>
<tr><td colspan="6">災　害　情　報</td></tr>
<tr><td colspan="2">報 告 日 時</td><td>月　日　時現在</td><td>発受信日時</td><td colspan="2">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">発 信 機 関
（総合振興局又は振興局・市町村名等）</td><td></td><td>受信機関
（総合振興局又は振興局・市町村名等）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発　信　者
（職・氏名）</td><td></td><td>受　信　者
（職・氏名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発 生 場 所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発 生 日 時</td><td>月　日　時　分</td><td>災害の原因</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">気象等の状況</td><td>雨　量
河川水位
潮位波高
風　速
そ の 他</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">ライフライン関係の状況</td><td>道　路
鉄　道
電　話
水　道
（飲料水）
電　気
そ の 他</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑴災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="4">（名　称）
（設置日時）　月　日　時　分設置

（名　称）
（設置日時）　月　日　時　分設置</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">⑵災害救助法の適用状況</td><td>地区名</td><td>被害棟数</td><td>罹災世帯</td><td>罹災人数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">（救助実施内容）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="8">応急措置の状況</td><td rowspan="4">(3)避難の状況</td><td></td><td>地　区　名</td><td>避難場所</td><td>人　数</td><td>日　　時</td></tr>
<tr><td>自主避難</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(4)自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>(5)その他措置の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">(6)応急対策出動人員</td><td colspan="2">(ｱ)出動人員</td><td colspan="3">(ｲ)主な活動状況</td></tr>
<tr><td>市町村職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防団員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他(住民等)</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>計</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="5">（今後の見通し等）</td></tr>
</table>

注）欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

１－４

被害状況報告（速報　中間　最終）

月　日　時現在

災害発生日時	月　日　時　分	災害の原因	
災害発生場所			

発信	機関(市町村)名		受信	機関(市町村)名	
	職・氏名			職・氏名	
	発信日時	月　日　時　分		受信日時	月　日　時　分

項目			件数等	被害金額(千円)	項目				件数等	被害金額(千円)
①人的被害	死　者	人		※個人の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河　川	箇所		
	行方不明	人					海　岸	箇所		
	重　傷	人					砂防設備	箇所		
	軽　傷	人					地すべり	箇所		
	計	人					急傾斜地	箇所		
②住家被害	全　壊	棟					道　路	箇所		
		世帯					橋　梁	箇所		
		人					小　計	箇所		
	半　壊	棟				市町村工事	河　川	箇所		
		世帯					道　路	箇所		
		人					橋　梁	箇所		
	一部破損	棟					小　計	箇所		
		世帯				港　湾		箇所		
		人				漁　港		箇所		
	床上浸水	棟				下水道		箇所		
		世帯				公　園		箇所		
		人				崖くずれ		箇所		
	床下浸水	棟								
		世帯				計		箇所		
		人			⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻		
	計	棟					破　損	隻		
		世帯					計	隻		
		人				漁港施設		箇所		
③非住家被害	全壊	公共建物	棟			共同利用施設		箇所		
		その他	棟			その他施設		箇所		
	半壊	公共建物	棟			漁具（網）		件		
		その他	棟			水産製品		件		
	計	公共建物	棟			その他		件		
		その他	棟			計				
④農業被害	農地	田 流失・埋没等	ha		⑦林業被害	道有林	林　地	箇所		
		田 浸冠水	ha				治山施設	箇所		
		畑 流失・埋没等	ha				林　道	箇所		
		畑 浸冠水	ha				林産物	箇所		
	農作物	田	ha				その他	箇所		
		畑	ha				小　計	箇所		
	農業用施設		箇所			一般民有林	林　地	箇所		
	共同利用施設		箇所				治山施設	箇所		
	営農施設		箇所				林　道	箇所		
	畜産被害		箇所				林産物	箇所		
	その他		箇所				その他	箇所		
							小　計	箇所		
	計					計		箇所		

項目			件数等	被害金額(千円)
⑧衛生被害	水道	箇所		
	病院 公立	箇所		
	病院 個人	箇所		
	清掃施設 一般廃棄物処理	箇所		
	清掃施設 し尿処理	箇所		
	火葬場	箇所		
	計	箇所		
⑨商工被害	商業	件		
	工業	件		
	その他	件		
	計	件		
⑩公立文教施設被害	小学校	箇所		
	中学校	箇所		
	高校	箇所		
	その他文教施設	箇所		
	計	箇所		
公共施設被害市町村数		団体		
罹災世帯数		世帯		
罹災者数		人		
消防職員出動延人数		人		

項目			件数等	被害金額(千円)
⑪社会教育施設被害		箇所		
⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
	法人	箇所		
	計	箇所		
⑬その他	鉄道不通	箇所		－
	鉄道施設	箇所		
	被害船舶(漁船除く)	隻		
	空港	箇所		
	水道	戸		－
	電話	回線		－
	電気	戸		－
	ガス	戸		－
	ブロック塀等	箇所		－
	都市施設	箇所		
	計		－	
被害総額				
火災発生	建物	件		
	危険物	件		
	その他	件		
消防団員出動延人数		人		

災害対策本部の設置状況	道（総合振興局・振興局）			
	市町村名	名称	設置日時	廃止日時
災害救助法適用市町村名				

補足資料（※別葉で報告）

○災害発生場所
○災害発生年月日
○災害の種類概況
○人的被害（個人の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意
○応急対策の状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況　　ほか

１－５　被害の判断基準

被害区分		判　断　基　準
①人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 ⑴　当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 ⑵　Ｃ町のものが隣接のＤ町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、Ｄ町の死亡者として取り扱う。（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。） ⑶　氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 ⑴　死者欄の⑵⑶を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、１か月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 ⑴　負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が１か月以上に及ぶものを重傷者とする。 ⑵　死者欄の⑵⑶を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、１か月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 ⑴　負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が１か月未満であるものを軽傷者とする。 ⑵　死者欄⑵⑶を参照。
②住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 ⑴　物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 ⑵　商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊１、商工被害１として計上すること。 ⑶　住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの。）を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を１世帯とする。 ⑴　同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、２世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のもの。 ⑴　被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判　断　基　準
②住家被害	半　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 ⑴　被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 ⑴　被害額の算出は、その家屋（畳、建物を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 ⑴　被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 ⑴　被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非　住　家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 ⑴　公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 ⑵　その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 ⑶　土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 ⑷　被害額の算出は、住家に準ずる。
④農業被害	農　　地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 ⑴　流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 ⑵　埋没とは粒径１㎜以下にあっては２㎝、粒径0.25㎜以下の土砂にあっては５㎝以上流入した状態をいう。 ⑶　埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 ⑷　被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農　作　物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 ⑴　浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 ⑵　倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 ⑶　被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。

被害区分		判　断　基　準
④農業被害	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
⑤土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 ⑴　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 ⑴　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 ⑴　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 ⑴　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 ⑴　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 ⑴　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 ⑴　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第２条第５項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第３条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園に設けられたもの。
⑥水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 ⑴　港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 ⑵　被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。

被害区分		判　断　基　準
⑦林業被害	林　地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林　道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧衛生被害	水　道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病　院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨商工被害	商　業	商品、原材料等をいう。
	工　業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空　港	空港法第４条第１項第５号及び第５条第１項の規定による空港をいう。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

２　従事命令等

２－１

従　事　第　　号

公　　用　　令　　書

住所
氏名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事／協力 を命ずる。

年　月　日

処分権者　　印

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備　　考	

教　示

1　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。

2　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（１による異議申立て（審査請求）をしたときは、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は旭川地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は決定（裁決）の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（備考）　用紙は、日本産業規格A5とする。

２－２

保　管　第　　号

公　　用　　令　　書

住所
氏名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり、物資の保管を命ずる。

年　月　日

処分権者　　印

保管すべき物資の種類	数　量	保管すべき場所	保管すべき期間	備　　考

教　示

1　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。

2　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（１による異議申立て（審査請求）をしたときは、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は旭川地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は決定（裁決）の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（備考）用紙は、日本産業規格A5とする。

２－３

管　理　第　　号

公　　用　　令　　書

住所
氏名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり　土地／家屋／施設／物資　を　管理／使用／収用　する。

年　月　日

処分権者　　印

名　　称	数　量	所在場所	範　囲	期　　間	引渡月日	引渡場所	備　　考

教　示

1　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。

2　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（１による異議申立て（審査請求）をしたときは、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は旭川地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は決定（裁決）の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（備考）　用紙は、日本産業規格A5とする。

２－４

変　更　第　　号

公　用　変　更　令　書

住所
氏名

災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（　年　月　日第　号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第１項の規定により、これを交付する。

年　月　日

処分権者　　印

変更した処分の内容

教　示

1　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。

2　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（１による異議申立て（審査請求）をしたときは、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は旭川地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は決定（裁決）の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（備考）　用紙は、日本産業規格A5とする。

２－５

取　消　第　　号

公　用　取　消　令　書

住所
氏名

災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（　年　月　日第　号）にかかる処分を取消したので、同法施行令第34条第１項の規定により、これを交付する。

年　月　日

処分権者　　印

３　避難収容

３－１

避難者個別カード

入所時記入　　避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿

<table>
<tr><td colspan="2">ふりがな
世帯代表者指名</td><td colspan="3"></td><td rowspan="2">住　所</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">入所年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="10">家族</td><td>ふりがな
氏　　名</td><td>年齢</td><td>性別</td><td>職業等</td><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>所属自治会名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>家屋の
被害状況</td><td colspan="2">全壊・半壊・一部損壊・浸水
断水・停電・電話不通</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="3">親戚などの
連絡先</td><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>住　　所</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3" rowspan="3">持病、食物アレルギーなど、生活において特別な配慮が必要な事項等があれば、お名前とその内容を下欄に記入してください。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
</table>

※　今後記載の内容に変更があった場合は、その都度お申し出ください。

退所時記入

<table>
<tr><td colspan="2">退所年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">転出先</td><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">備　　考</td></tr>
</table>

在所の状況	要配慮者の状況
□　避難所に入所 □　在宅でサービス受領 □　車中泊	福祉避難所への移動 □要　　□不要

避難者台帳番号

３－２

避　難　者　台　帳

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	入所日	退所日	(ふりがな) 名　前 世帯の代表者	住　所	電話番号 (連絡が取れる番号)	世帯の人数(記入者も含む)	家族の中に配慮が必要な方がいるか(介護・障害・アレルギーなど)	車中泊の有無	安否確認への回答(外部から照会の際、住所・氏名を提供)
	月　日	月　日					いる　・　いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月　日	月　日					いる　・　いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月　日	月　日					いる　・　いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月　日	月　日					いる　・　いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月　日	月　日					いる　・　いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月　日	月　日					いる　・　いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月　日	月　日					いる　・　いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月　日	月　日					いる　・　いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月　日	月　日					いる　・　いない	有・無	希望する・ 希望しない

３－３

物　資　受　払　簿

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

台帳番号	品　　名	サイズ・規格など	備　　考

年	月	日	受入元	払出先(避難者等)	受入数	払出数	残　数	備　考

※　受入・払出、それぞれ１件ごとに１行使用する。

３－４

避難所設置及び収容状況

避難所の名　称	所　　在	種　　別	開設時期	実人員	開設日数	延人員	備　考
			月　日から 月　日まで	人	日間	人	
			月　日から 月　日まで				
			月　日から 月　日まで				
			月　日から 月　日まで				
			月　日から 月　日まで				
		既存建物					
		野外仮設					

（注）　１　「種別」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。

２　「計」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

４　交通・輸送

４－１

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書

年　　月　　日
知　　事　印
公安委員会　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td>（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通　行　経　路</td><td>出　　発　　地</td><td>目　　的　　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本産業規格A5とする。
　　証明書は当該車両に備え付けるものとする。

４－２

緊急通行車両の標章

１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
　　標章は運転者の視野を妨げないようにして車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

４－３

輸　送　記　録　簿

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円						円	円	
計													

（注）１　「目的」欄は、主たる目的又は救助の種類名を記入すること。

２　都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。

３　借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。

４　借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。

５　「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

５　救援物資の給与・貸与

５－１

世帯構成員別被害状況

年　　月　　日

被害別＼世帯構成員別	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯	７人世帯	８人世帯	９人世帯	10人以上世帯	計	小学生	中学生
全　　壊　　（焼）													
流　　失													
半　　壊　　（焼）													
床　上　浸　水													

５－２

物資購入（配分）計画表

品名	単価	世帯区分	１人世帯（基準額）円 数量	世帯数	所要数	金額	２人世帯（基準額）円 数量	世帯数	所要数	金額	３人世帯（基準額）円 数量	世帯数	所要数	金額	計 数量	世帯数	所要数	金額	備考
計																			

（注）１　本表は、全壊（焼）、流失世帯分と半壊（焼）、床上浸水世帯分に分けて作成すること。

２　「品名」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。

３　各品目ごとの「備考」欄に、都道府県調達分と町調達分を明らかにしておくこと。

５－３

救助の種目別物資受払状況

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

救助の種目別	年月日	品　名	単位呼称	摘　要	受	払	残	備　　考
避　難　所　用								
炊き出しその他による食品給与用								
給水用機械器具燃料 浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

（注）１　「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

２　「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。

３　各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び町調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

４　救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

５－４

物資給与及び受領簿

住宅被害程度区分	1　全壊（焼）　3　流失 2　半壊（焼）　4　床上（下）浸水	世帯構成員数	

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年　月　日

住　所

世帯主　氏　名　印

給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

６　医療救護

６－１

救　急　状　況　調　書

取扱者＿＿＿＿＿＿＿＿

No.	氏名	年齢	性別	住所	電話番号	トリアージ区分	トリアージ月日時刻	トリアージ実施機関実施者名	搬送機関名	収容医療機関名

６－２

記　録　集　計　表

区分	性別	死亡		重傷	中傷	軽傷	合計	収容場所	出動隊名
		現場	医療機関						
年　月　日	男	人	人	人	人	人	人		
	女								
時　分現在	計								

＊　傷病者の救出及び救急状況の記録用

7　水　防

7－1

水　防　活　動　実　施　報　告　書

自　　年　　月

（　　市町村）　　至　　年　　月

区　　分	水　防　活　動		使　　用　　資　　材　　費			備　　考
	団体数	活動延人　員	主要資材	その他資材	計	
水防管理団体分 前　回　迄						
月　分	（　）					
月　分	（　）					
月　分	（　）					
小　計						
累　計						

（作成要領）

1　「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。

2　「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。

3　「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用種類を記入すること。

4　「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

８　災害救助費

８－１

救　助　費　概　算　払　申　請　書

文　書　番　号
年　月　日

宗谷総合振興局長　様

利尻町長　㊞

災害救助法施行細則第39条の２第２項の規定により、救助費の概算払を受けたいので関係書類を添え申請します。

記

１　災害名
２　災害発生年月日　年　月　日
３　災害救助法適用年月日　年　月　日
４　概算払申請額
５　救助費算出内訳（別紙のとおり）

８－２

救 助 費 算 出 内 訳

種目別区分	員数	基準単価	金額	備考
		円	円	
避難所設置費	延 人			
応急仮設住宅設置費	戸			
炊き出しその他による食品給与費	延 人			
飲料水供給費	延 人			
被服寝具その他生活必需品給（貸）与費	延 人			
医療及び助産費	延 人			
災害にかかった者の救出費	人			
住宅の応急修理費	世帯			
学用品の給与費				
小学校児童	人			
中学校生徒	人			
埋葬費				
大人	体			
小人	体			
遺体の捜索費	体			
遺体の処理費	体			
障害物の除去費	世帯			
輸送費				
賃金職員等雇上費	延 人			
合計				

９　ヘリコプター運航要請

９－１

（第　　報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：　　年　　月　　日　　時　　分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

要請機関名		
担当者職氏名		
連絡先	TEL	FAX

災害の状況・派遣理由	覚知	年　月　日　時　分							
	災害発生日時	年　月　日　時　分							
	災害発生場所								
	災害名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域				希望する活動内容					
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項	（照明、Ⓗマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物等）ほか）							
必要とする資機材				現地での資機材確保状況					
				特記事項					
傷病者の搬送先				救急自動車等の手配状況					
他機関の応援状況	既に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	（機関名）　　（職・氏名）								
無線連絡方法	（周波数）　　Hz								
その他参考となる事項									

	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考
搭乗者									

９－２

（様式第１号）

救急患者の緊急搬送情報伝達票　　第　　報

要請日時	年　月　日　時　分						
1　要請市町村名		電話		FAX			
担当課・職・氏名		職名		氏名			
2　依頼病院名				電話			
所在地				FAX			
担当医師名・科名		科	担当課氏名				
3　受入病院名				電話			
所在地				FAX			
担当医師名・科名		科	直通内線電話				
受入病院の了承：□　有　□　無							
4　患者氏名（ふりがな）		生年月日	年　月　日				歳
		体　重	kg	□男	□女	職業	
住　所				感染症：□　無　□　有			
病　名		□　入院中　□　外来：　月　日					
経　過		血圧	mmHg	脈拍	回/分		
		呼吸	回/分	体温	℃		
		意識レベル(JCS)：					
航空機による搬送が必要な理由	□　緊急性　□　搬送時間短縮　□　搬送安定性　□　その他(　　) (主な理由：　　)						
気圧変化：　□　影響なし　□　影響有り							
5　受入病院選定理由(①、②のいずれか記載) □　①高次・専門医療機関での治療が必要なため　(治療内容：　　) □　②その他(具体的な理由：　　)							

6　付添搭乗者	氏　名	性別	年　齢	体　重	その　他
医　師			歳	kg	
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	続柄：

医師・看護師の所属病院：　□　依頼病院　□　受入病院　□　その他病院名　(　　)

7　運航上の必要事項　　機内に積載する医療資機材等

資機材名	有	数量	総重量		要電源	特記事項
①点滴	□			kg	□	□　輸液ポンプあり
②シリンジポンプ	□			kg	□	
③酸素ボンベ	□			kg	□	□　８ℓ 以上(サイズ：　×　(cm))
④モニター類	□			kg	□	□　心電図　□　その他(　　)
⑤保育器	□			kg	□	サイズ：W　×L　×H　(cm)
⑥人工呼吸器	□			kg	□	サイズ：W　×L　×H　(cm)
⑦救急パック	□			kg	□	
⑧その他(　)	□			kg	□	

引継場所（現地離着陸場）		
	依頼病院：	メモ
	受入病院：	

市町村は№１～№７の項目を記載の上、要請すること。№４に経過記入しきれない場合は、別紙送付

９－３

救急患者の緊急搬送処理票

（北海道防災航空室）

※確認事項
気　象・丘珠空港・着陸地（管制・ＣＡＢ・空港施設）・救急車（現地・到着地）・給　油

7　フライト決定	年　月　日　時　分			
	運航機関名		機　種	

8　ヘリコプター等のフライト決定通知

防災航空室から市町村　　年　月　日　時　分

【　伝達方法　；　電話（伝達先氏名　　）　・　ＦＡＸ　】

9　ヘリコプター等のフライト情報の伝達

◎総括管理者（防災消防課）	（電話伝達先氏名）	《Tel　231-4111　EX　22-561》 《Fax　231-4314　》
◎支　庁	（電話伝達先氏名）	
◎道警察航空隊	（電話伝達先氏名）	《Tel　787-0110　》 《Fax　787-0121　》
◎札幌消防航空隊	（電話伝達先氏名）	《Tel　784-0119　》 《Fax　784-0290　》
◎陸上自衛隊総監部運用室　運用班	（電話伝達先氏名）	《Tel　511-7116　EX　2613》 《Fax　511-7116　EX　2803》
◎航空自衛隊第２航空団防衛班	（電話伝達先氏名）	《Tel　0123-23-3101　EX　2231》 《Fax　0123-23-3101　EX　2769》
◎第一管区海上保安本部救難課	（電話伝達先氏名）	《Tel　0134-27-6172　》 《Fax　0134-21-2835　》

10　ヘリコプター等の発着時刻

	救急車		ヘリコプター	
	場所	時刻	場所	時刻
			（丘珠）	（発）　： ：　：　：
現地	（病院等）	（発）　： ：　：　：	（給油）	（着）　： （発）　：　：
現地	（ヘリポート）	（着）　： ：　：　：	（現地）	（着）　： ：　：　：
目的地	（ヘリポート）	（発）　： ：　：　：	（現地）	（発）　： ：　：　：
目的地	（病院等）	（着）　： ：　：　：	（目的地）	（着）　： ：　：　：

時刻：上段・予定時刻、下段・実時刻

メモ

注２）　防災航空室及び市町村は、フライト決定後、№７以降の欄に処理内容を記載する。

９－４

様式第２号

年　　月　　日

北海道総務部危機管理監　　様

住所

氏名　　㊞

誓　　約　　書

私は、このたびあなたの管理する航空機（はまなす２号）に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

記

１　使用目的以外の要求はいたしません。

２　搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任をもって処理し、あなたに対して損害賠償要求の訴訟等はいたしません。

３　その他搭乗に際しては、すべてあなたの指示に従います。

10　自衛隊災害派遣要請

10－１

第　　号
年　　月　　日

宗谷総合振興局長　　様

市町村長　　㊞

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

１　災害の状況及び派遣を要する理由
２　派遣を必要とする期間
３　派遣を希望する区域及び活動内容
４　その他参考となる事項
　※　連絡責任者（所属課・係、職名、氏名）及び連絡先を必ず明記のこと。

10－２

第　　号
年　　月　　日

宗谷総合振興局長　　様

市町村長　　㊞

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年　　月　　日付け（要請文書番号）をもって要請を依頼した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収されるよう要請願います。

記

撤収日時　　年　　月　　日　　時　　分